

**新電力****賃貸仲介顧客に確認しておここと**

大谷昭二理事長

**資格・実務・総合****ADRの現場から**

## 79 話し合いでトラブルを解決

ADR(裁判外紛争解決手続)は裁判に比べて、簡易・低廉・柔軟さをもったトラブル解決が可能になるが、これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度である。今回は、法務大臣認証機関である日本不動産仲裁機構が取り扱うADRを実施する「調停人」としての基礎資格となった「小売電気アドバイザー」資格制度を運営する特定非営利活動法人日本住宅性能検査協会の大谷昭二理事長から、新電力に関するトラブル事例を紹介してもらう。

経済産業省によると、一般家庭向け(低圧)のスイッチング件数(使用する電気を新電力に変更した件数)が18年9月時点で約1284万件に達し、スイッチング率は20・5%に到達したということで、9月時点で約1284万件に達し、スイッチング率は20・5%に到達したといふことです。国民生活センターには新電力自由化スタートから、着実にシェアを伸ばしています。導入件数が増加したことはそれだけ新電力が社会に浸透したことであり、その半面、トラブルが発生しやすくなっているということです。

この問題を抱える賃貸仲介会社は、A氏が物件を探して引っ越すときに、新電力を使用できない物件であった。契約したのですが、後になって引っ越す先のマンションは一括受電をしており、新電力が使用できない物件であった。このことから、新電力を使用するためには物件に「スマートメーター」の設置も必要になります。

不動産仲介会社としては、無用なトラブルを事前に避けるため、念のためお客様に「現在新電力を使用しているか」「引っ越し先でも新電力を使用するか」を確認し、紹介する物件で新電力が使用できるかを確認すると共に、物件にスマートメーターが設置されているかどうかを確認しておことよいでしょう。

●「小売電気アドバイザー」

**小売電気アドバイザー⑤**

かかると言われた、などがありま

を押して欲しかったとして、

クレームとなつたのです。ここでは、この内容以外にあま

り広く社会的に知

られていません

が、不動産仲介業

者がぜひ知つてお

きたいトラブル事

例をご紹介しま

す。

新電力を使用し

ていたA氏は、

引っ越しをするた

めに物件を探して

いるところ

はそう多くはありません。

かし、実際には先に紹介した

一括受電に関する事例など、

新電力を使用できない物件も

存在していると共に、新電力

を使うためには物件に「スマートメーター」の設置も必

要になります。

もちろん、不動産仲介会社は

説明の際に当該マンションは

一括受電をしており、電気料

金は大家に支払う旨を説明し

ていました。しかし、A氏は

その流れが通常の賃貸物件に

おける電気利用の流れと異なる

ということもあり、把握し

ていませんでした。A氏とし

ては、「ライフライン」であり重

要な事項なので、きちんと念